

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年12月26日

金 曜 日

第 3854 号

目 次

規 則

- 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 11
- 富山県指定難病審査会規則 12
- 富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則 13

告 示

- 道路の区域変更 14
- 道路の供用開始 15

公 告

- 財政概況及び地方公営企業の業務の公表

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第72号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年富山県規則第 104号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「いう。）」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第 203号）」を加え、「平成18年

内閣府
 文部科学省 令第 3 号」を「平成26年 文部科学省令第 2 号。以下「府省令」という。」
 厚生労働省 厚生労働省

に改める。

第 2 条第 1 号中「認定こども園認定申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書」に改め、同条第 2 号中「認定こども園更新申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園更新申請書」に改め、同条第 4 号中「第 8 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に、「様式第 4 号」を「様式第 6 号」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「第 7 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改め、「よる届出書」の次に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 法第 16 条の規定による届出書又は法第 17 条第 1 項の規定による認可の申請書
 - ア 幼保連携型認定こども園設置届出（認可申請）書（様式第 3 号）
 - イ 幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出（認可申請）書（様式第 3 号の 2）
 - ウ 幼保連携型認定こども園設置者変更届出（認可申請）書（様式第 3 号の 3）
- (4) 法第 29 条第 1 項の規定による届出書（法第 16 条の規定による届出を行った市町村又は法第 17 条第 1 項の規定による知事の認可を受けた者に係るものに限る。）又は府省令第 15 条第 2 項の規定による届出書 幼保連携型認定こども園変更届出書（様式第 4 号）

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（身分証明書）

第 4 条 法第 19 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書（様式第 7 号）によるものとする。

様式第 1 号中「認定こども園認定申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書」に、「及び保育の目標並びに」を「又は保育の目標及び」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に、「施設において保育する子どもの数」を「利用定員」に、「児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児以外の子ども」を「保育を必要とする子ども以外の子ども」に改める。

様式第 2 号中「認定こども園更新申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認

定こども園更新申請書」に改める。

様式第 4 号中「第 8 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に、

「2 施設において保育する子どもの数

区分	満 3 歳未満	満 3 歳以上	計
児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児	人	人	人
児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児以外の子ども	人	人	人
計	人	人	人

を

「2 施設に在籍している子どもの数

報告年月日の前日現在

区分	満 3 歳未満	満 3 歳以上	計
保育を必要とする子ども	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
計	人	人	人

に改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 3 号中「受けた事項」の次に「(周知された事項)」を加え、「第 7 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改め、同様式を様式第 5 号とし、様式第 2 号の次に次の 4 様式を加える。

様式第 3 号（第 2 条関係）

幼保連携型認定こども園設置届出（認可申請）書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条（第17条第1項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます（申請します）。

1 施設の名称及び所在地

2 目的

3 開設の時期

4 利用定員

区分	満3歳未満	満3歳以上	計
保育を必要とする子ども	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
計	人	人	人

備考

1 記名押印に代えて、申請者（法人にあつては、その代表者）が自署することができる。

2 届出（申請）書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 職員の配置に関する書類

(2) 職員の資格に関する証明書の写し

(3) 園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにそれらの図

面

- (4) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
 - (5) 経費の見積り及び維持方法に関する書類
 - (6) 教育及び保育に関する総合的な計画及び具体的な計画
 - (7) 保育者の資質の向上等に関する研修計画
 - (8) 管理及び運営の体制に関する書類
 - (9) 子育て支援事業について、市町村との協議内容が分かる書類
 - (10) その他知事が必要と認める書類
-

様式第 3 号の 2 (第 2 条関係)

幼保連携型認定こども園廃止 (休止) 届出 (認可申請) 書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で届出をした (設置認可を受けた) 幼保連携型認定こども園について、廃止 (休止) したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 16 条 (第 17 条第 1 項) の規定により次のとおり届け出ます (申請します)。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止 (休止) の理由
- 3 園児の処置方法
- 4 廃止の期日 (休止の予定期間)
- 5 財産の処分方法 (廃止の場合)

備考

- 1 記名押印に代えて、申請者 (法人にあつては、その代表者) が自署することができる。
- 2 廃止に係る届出 (認可申請) の場合は、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 園舎の図面 (国庫及び県費の負担金又は補助金を受けた場合は、その部分を明記すること。)
 - (2) 国庫及び県費の負担金又は補助金を受けた場合は、その交付決定通知書の写し

様式第 3 号の 3 (第 2 条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更届出 (認可申請) 書

年 月 日

富山県知事 殿

(変更前) 申請者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

(変更後) 申請者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で届出をした (設置認可を受けた) 幼保連携型認定こども園について、設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 16 条 (第 17 条第 1 項) の規定により次のとおり届け出ます (申請します)。

1 施設の名称及び所在地

2 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更予定年月日

4 変更理由

備考 記名押印に代えて、申請者 (法人にあつては、その代表者) が自署することができる。

様式第 4 号（第 2 条関係）

幼保連携型認定こども園変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で届出をした（設置認可を受けた）幼保連携型認定こども園について、届出をした事項（認可を受けた事項、周知された事項）を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更予定年月日
- 4 変更理由

備考 記名押印に代えて、申請者（法人にあっては、その代表者）が自署することができる。

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号（第 4 条関係）

(表)

第 号
身分証明書
所 属
職
氏 名
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。
年 月 日
富山県知事 印

(裏)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋） （報告の徴収等）
第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可の手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(児童青年家庭課)

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第73号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。第79条の表富山県肝炎認定協議会の項の次に次のように加える。

富山県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定により支給認定をしないことに関し審査する事務	健康課
------------	--	-----

富山県小児慢性特定 疾病審査会	児童福祉法第19条の3第4項の規定により医療費 支給認定をしないことに関し審査する事務	健康課
--------------------	--	-----

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県指定難病審査会規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第74号

富山県指定難病審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき設置される富山県指定難病審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員15人以内で組織する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審査会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が審査会に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 審査会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(健 康 課)

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第75号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(富山県小児慢性特定疾病審査会)

第 4 条 法第19条の 4 第 1 項の規定により設置される富山県小児慢性特定疾病審査会（次条及び第 4 条の 3 において「審査会」という。）は、委員 5 人以内で組織する。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

(部会)

第 4 条の 2 審査会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が審査会に諮って定める。
 (庶務)

第 4 条の 3 審査会の庶務は、厚生部において処理する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(健 康 課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第529号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 四方新中茶屋 線	富山市四方字向野1723番6 から 富山市つばめ野一丁目43番 まで	変更前	A	最大 11.4 最小 9.8	94.3	富山土木 センター
		変更後	A	最大 11.4 最小 9.8	94.3	
			B	最大 27.2 最小 9.8	120.0	
県道 四方新中茶屋 線	富山市北代字伊佐波5332番 2地先から	変更前		最大 27.2 最小 22.2	12.2	富山土木 センター

富山市北代字伊佐波5323番 4 まで	変更後	最大 23.1 最小 20.0	12.2	
------------------------	-----	--------------------	------	--

富山県告示第530号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 四方新中茶屋 線	富山市四方字向野1723番6 から 富山市つばめ野一丁目43番まで	平成26年12月26日	富山土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~

財政概況及び地方公営企業の業務の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の3 第1項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例（昭和23年富山県条例第6号）の規定による平成26年4月1日から平成26年9月30日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の2 第1項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条及び富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第6条の規定による平成26年4月1日から平成26年9月30日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

(なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。)

平成26年12月26日

富山県知事 石 井 隆 一